

食品ロス削減総合対策

【令和7年度予算概算決定額 43（52）百万円】
（令和6年度補正予算額 290百万円）

<対策のポイント>

事業系食品ロスの削減に向け、フードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等に取り組むほか、企業における食品廃棄物の発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食品ロス削減総合対策事業

43（52）百万円

① 食品ロス削減等推進事業

16（46）百万円

食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

27（6）百万円

企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

2. 食品ロス削減緊急対策事業（令和6年度補正予算）

290百万円

① 未利用食品の供給体制構築緊急支援

130百万円

食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

② 食品ロス削減緊急対策モデル支援

160百万円

食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証を支援します。

<事業の流れ>

商慣習見直しの取組

商慣習検討ワーキングチーム

- ・食品製造業・卸売業・小売業の代表、有識者等で構成
- ・フードチェーン全体での商慣習の見直し

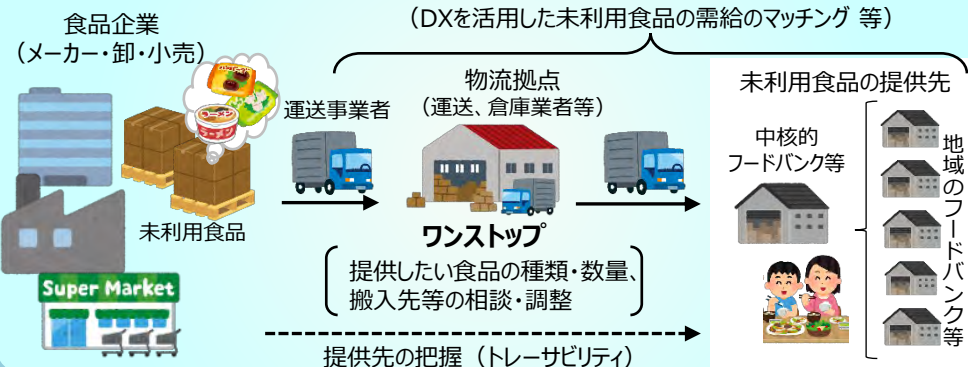


商慣習によって発生する食品ロスをフードチェーン全体で解決

商慣習見直しの取組を製造・卸売・小売の各業界に波及



未利用食品の供給体制の構築



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2051）

○ 食品アクセス確保緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 500百万円】

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

＜事業目標＞

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

＜事業の内容＞

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

＜事業イメージ＞

[1について]

円滑な食品アクセスの確保

[2について]

立上げ支援	食品提供の質・量の充実に
・ 求人費 ・ 厨房設備費 ・ 保管用倉庫費(冷蔵・冷凍庫を含む) ・ 配送車両費 ・ 研修会開催費 ・ 生産者・食品関連事業者との交流会、マッチングの開催費 ・ 調理・共食の場の提供費 等	(立上げ支援の内容に加え) ・ 未利用食品の輸配送費 ・ 入出庫管理機器費 ・ システム構築費 ・ 広域連携に向けた関係者との検討会、情報交換会の開催費 等

＜事業の流れ＞

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
（令和6年度補正予算額 500百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

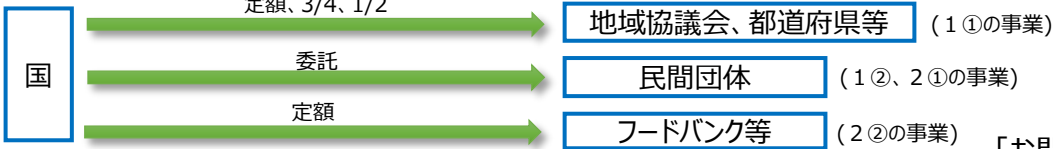
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㍿ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ㍿ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ㍿ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ㍿ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

<対策のポイント>

新たな米の需要を創造することにより、食の多様化や簡便化等により年々減少傾向にある米の1人当たり消費量に歯止めをかけ、米の消費を拡大するための取組を支援します。

<事業目標>

米の需要拡大（消費量51kg/年・人〔R12年度〕）

<事業の内容>

我が国の米の消費は、食の多様化等を背景に、1960年頃をピークとして減少傾向にある一方で、我が国の気候風土に適した持続的な食料生産基盤であり多面的機能を有する水田を維持し、これを有効活用していくことが、我が国の食料供給力の強化を図る上で必要であり、米の消費拡大は極めて重要な課題となっています。

このため、米の1人当たり消費量の減少率の大きい、中高年層をターゲットとして、米の機能性など「米と健康」に着目した調査・広報等、新たな米の需要創造につながる取組を支援します。

<事業の流れ>

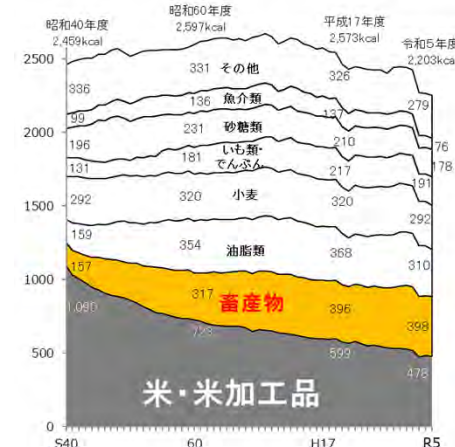


<事業イメージ>

消費量減少の背景

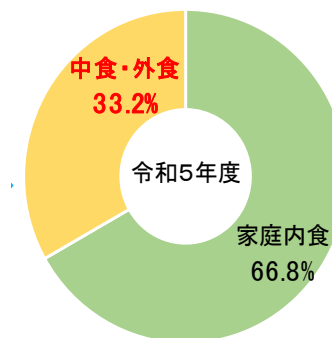
<多様化>

肉料理が増加するなど、食の選択肢が多様化



<簡便化>

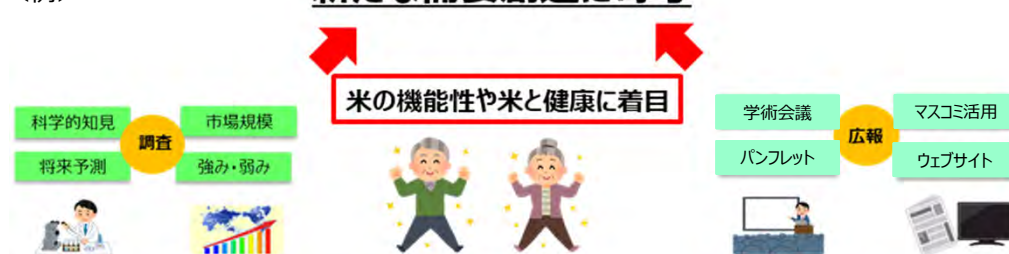
家庭内炊飯割合が低下し、中食・外食割合が約3割に増加



米と健康に着目した調査・広報等、新たな米の需要創造につながる取組を支援

<例>

新たな需要創造に寄与



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 （03-6744-2184）

＜対策のポイント＞

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

広く県域で取組を行う協議会等による、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞

国

→ 定額 →

都道府県

→ 定額、1/2以内 →

市町村等

（1の事業）

→ 定額 →

協議会等
（都道府県を含む）

（2の事業）

＜事業イメージ＞

○ 有機農業を推進するため、特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援。

○ あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。

市町村等

- ・有機農業にまとも取り組む地域の形成（検討会、団地化、技術指導等）
- ・堆肥等有機資材の供給体制の整備・集出荷体制の構築 等

生産

加工・流通

- ・有機農産物を原料とした地場加工品の製造
- ・産地リレー体制の構築
- ・物流の効率化 等

消費

- ・産消提携・産地見学会、体験会
- ・直売所の充実・学校給食での利用
- ・マルシェ等域内流通での地産地消
- ・域外の消費地との連携 等

消費地（市町村等）

産地と連携した消費拡大の取組

- ・有機農産物の消費に係る産地との調整
- ・給食等、公的機関における利用
- ・産地の体験会への参加

連携

2030年までに
全国の1割以上の市町村（200）で
オーガニックビレッジを創出

都道府県等

広域協議会

都道府県 農業者団体

熟練農業者 民間指導団体 先進産地 研究機関 試験場

【経営指標の作成】

- ・有機栽培体系の調査・検証を行い、経営指標を作成

【栽培技術の整理】

- ・地域内の有機栽培技術の調査・整理
- ・栽培技術の汎用化に向けた調査や、先進的な技術の実証

→ 有機農業の広域的な拡大の加速化

オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数）

- ＜対策のポイント＞
地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。
- ＜政策目標＞
有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

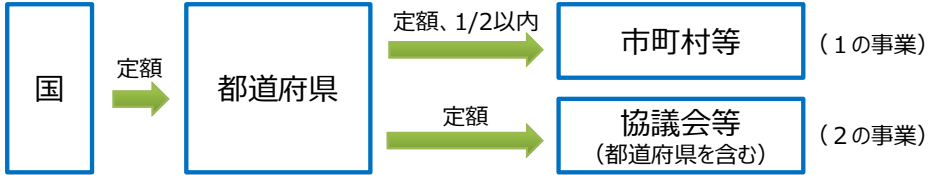
生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

- ※以下の場合に優先的に採択します。
- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
 - ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
 - ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

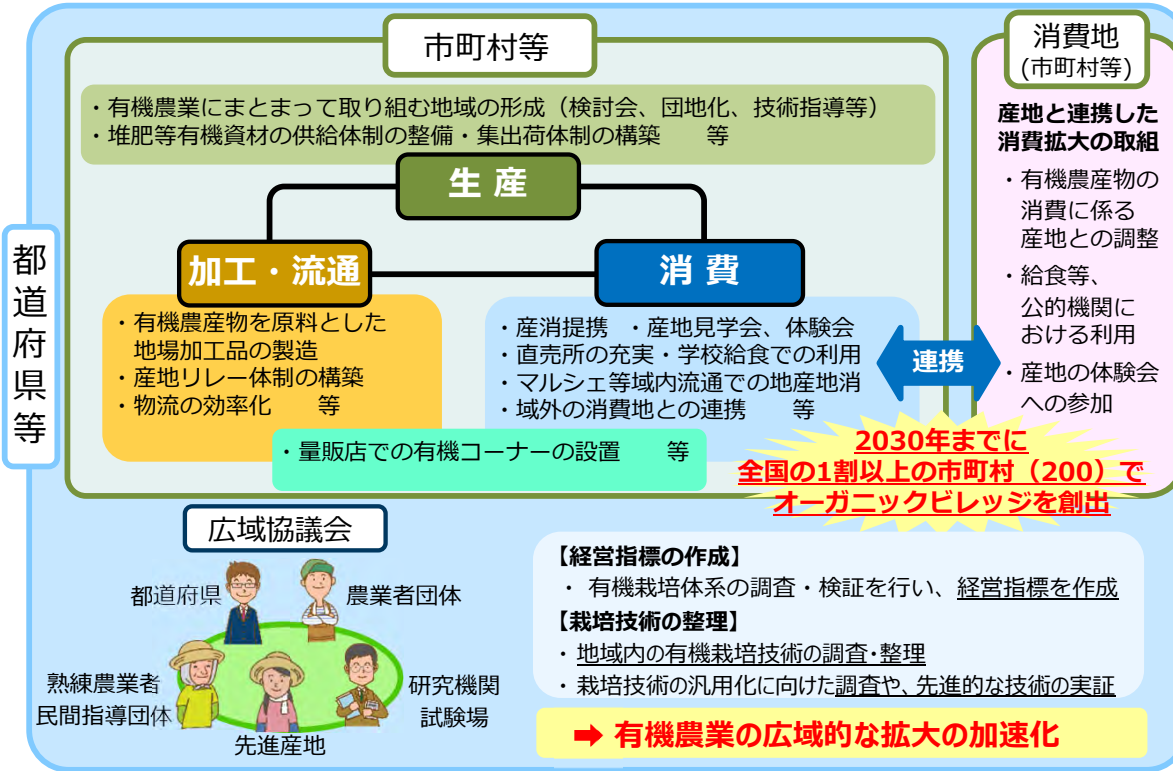
広く県域で取組を行う協議会等による、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 有機農業を推進するため、特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

＜対策のポイント＞

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、産地販売戦略の企画助言・新規就農者の農用地確保の支援や、農業者の技術習得等による人材育成、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動等を一体的に行う取組や、加工食品原料の国産化、消費拡大に資する消費者理解醸成の取組等を支援します。

＜政策目標＞

- 有機農業の面積（6.3万ha[令和12年]）
○有機食品の国産シェア（84%[令和12年]）
- 有機農業者数の増加（3.6万人[令和12年]）
○国内の有機食品市場の拡大（3,280億円[令和12年]）

＜事業の内容＞

1. 有機農業新規参入促進事業

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、以下の取組を支援します。

- ①オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言や新規就農者の農用地確保の支援等
- ②新たに有機農業に取り組む農業者に対する、有機JASに関する講習受講等の支援
- ③有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動

2. 有機加工食品原料国産化支援事業

国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、以下の取組を支援します。

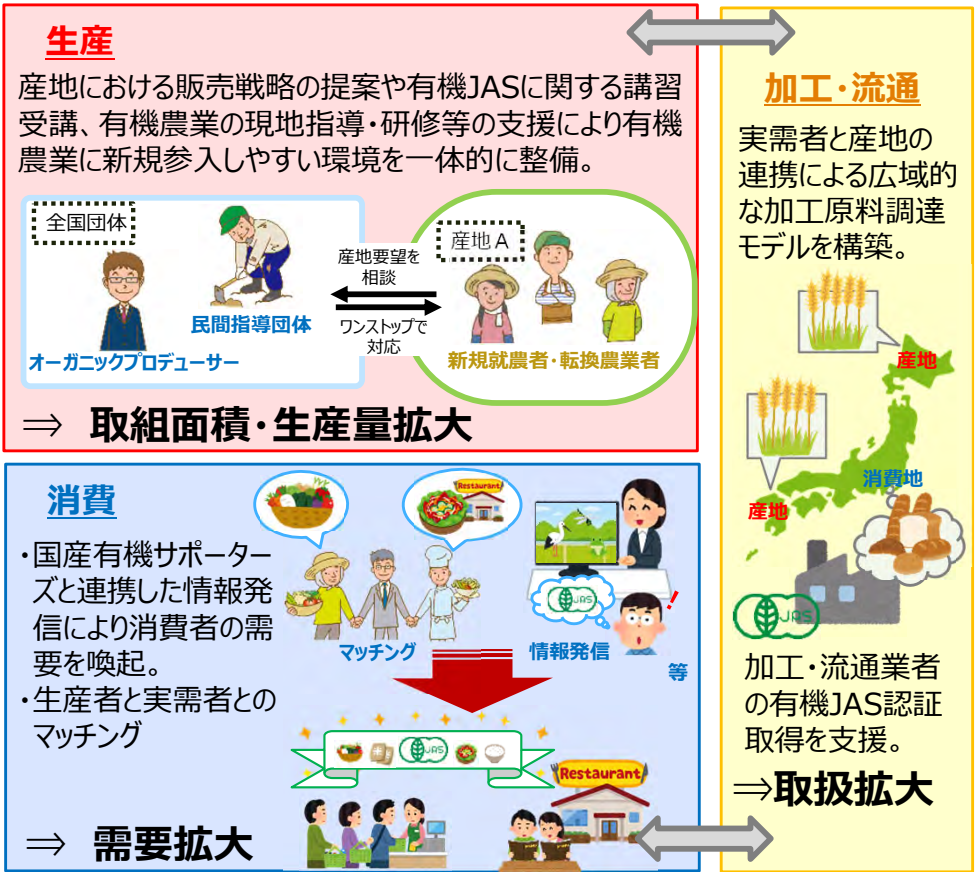
- ①実需者と産地が連携した加工原料の共同調達
- ②有機JAS認証取得や商品開発等
- ③流通・加工事業者に向けた事例紹介等の情報発信

3. 国産有機農産物等需要拡大支援事業

国産有機食品に対する需要を拡大するため、以下の取組を支援します。

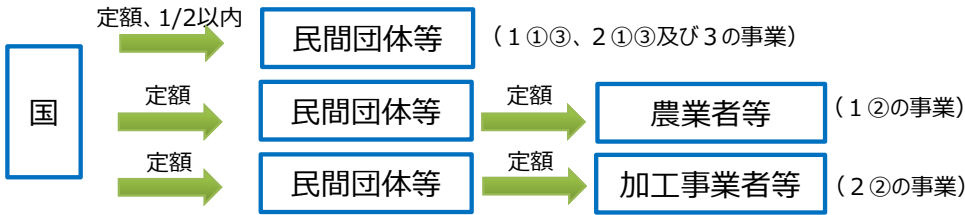
- ①小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携した消費者への情報発信
- ②有機農業の環境保全効果を訴求する資料の作成や消費者向けセミナー開催
- ③生産者と小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチング

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2494）

＜事業の流れ＞



国産有機農産物等需要拡大支援事業

<対策のポイント>

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援します。

<事業の内容>

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産有機食品に対する消費者の購買意欲向上のため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップや展示会への出展等の取組を支援します。

2. 有機農業環境保全効果訴求事業

消費者の有機農業、有機農産物に対する関心を高めるため、有機農業の環境保全効果を普及啓発するためのコンテンツの作成及び発信等を行う取組を支援します。

3. 国産有機農産物等流通拡大推進事業

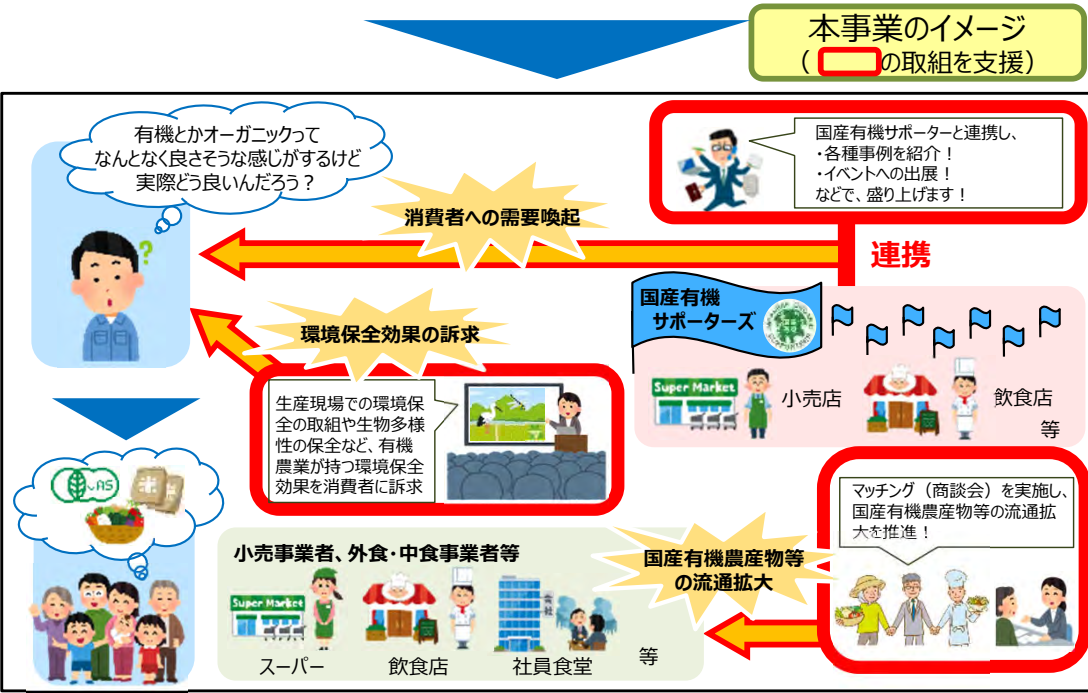
国産有機農産物等の流通拡大を推進するため、有機農業に取り組む生産者と、新たに国産有機農産物等の取扱いを希望する小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチングの開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
- ・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要



- ・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
- ・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2494）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、**官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。**

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、**地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等**を支援します。
- ② **中間支援組織**により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の**官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等**を支援します。
- ③ 施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

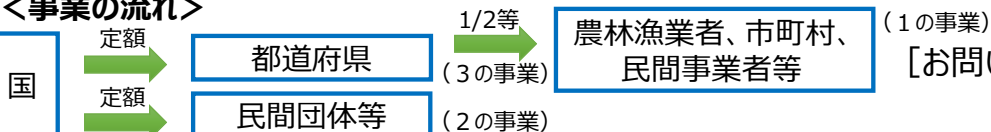
3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る**経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

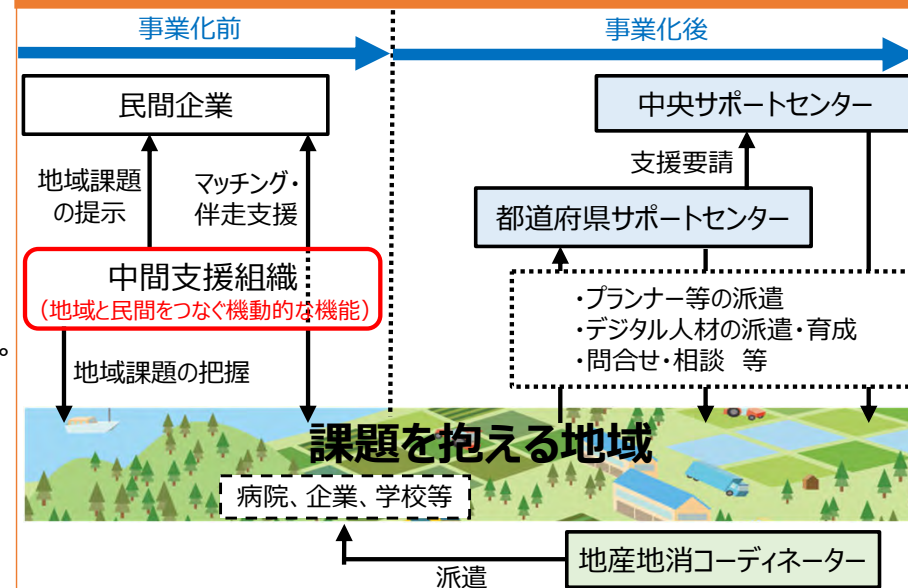


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



（1、2、3の事業）農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業）農村計画課（03-6744-2141）

農山漁村発イノベーション対策 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備や経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、古民家を活用した**滞在施設の整備等**を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等としての活用**を推進します。

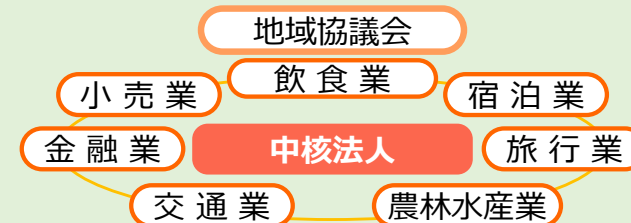
<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築



避難所等としての活用

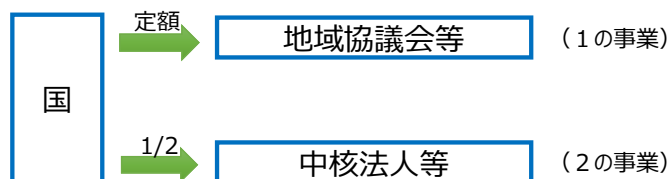


古民家等を活用した滞在施設の整備



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

<事業の流れ>



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業 （農泊推進型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

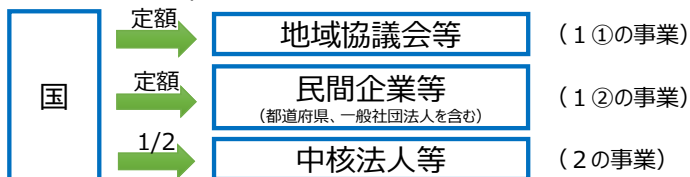
（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

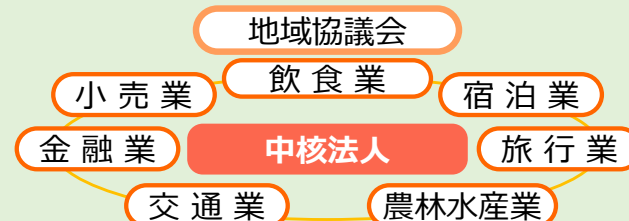
<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）